

平成22年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について
 (滋賀県健康福祉部における障害者施策関連事業について)

所属名 土木交通部 建築課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>I. 滋賀県障害者福祉施策に関連する全般的事項</p> <p>4. 県有施設のストックマネジメントについて</p>	<p>① スtockマネジメントへの全庁的な取り組みについて (意見)</p> <p>(要旨のみ記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県有施設の多くは老朽化の時期を迎えるが、このまま放置すれば改築や大規模修繕が短期間に集中するだけでなく、計画的な維持管理が不十分になることに伴うコストの増大で大きな財政負担となることが予想される。 このことから、中長期的な視点から県有施設の長寿命化と効果的・効率的な維持管理を図るため、「予防保全による維持管理システム(ストックマネジメント)」の構築は県庁全体で取り組むべき喫緊の課題である。 建築課ではすでに取り組みが進められているが、施設の情報をお個々の所管課に提供するに留まっており、県庁全体の取り組みの視点がないように見受けられる。 ストックマネジメントは、建築課および所管課のみでは解決し得ないものであり、県庁全体の問題として組織的な対応を含めた取り組みとして取り上げる必要がある。 そのためには、建築課の役割は、各施設の今後のあり方を決めるために役立つ情報を提供するとともに、県有施設のストックマネジメントを全庁的に考えていく必要性を発信することにより、関係所管課にストックマネジメントに対する積極的な取り組み姿勢を喚起させることが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は、県有施設の巡回点検時に「県有建築物保全支援システム」のデータを活用し、各施設の管理者や所管課に対して予防保全に向けての助言や技術的支援を行うとともに、ストックマネジメントが全庁的な取り組みとなるよう、その必要性を説明してきました。 また、学校施設の管理者向け研修会や、全庁向け広報誌として庁内サイト上で掲載した「保全便り」を通じて、「県有建築物保全システム」の活用方法を発信したところです。 ストックマネジメントを全庁的な取り組みとするためには、各施設管理者が具体的事例により保全の大切さを認識することが重要であり、今後とも継続してその必要性を発信していきます。
	<p>② スtockマネジメントの情報公開について (意見)</p> <p>(要旨のみ記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県有施設のストックマネジメントについて、県としてその基本方針、基本計画及び実施計画、その取り組み状況を公表する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 県有施設全体の取り組みの方向性については、今後研究されていく予定ですが、個々のインフラ資産については、それぞれの施設の所管課で中長期の修繕計画を策定される予定ですので、その状況に応じて施設の長寿命化に向けた取り組みに協力を行っていきます。